

第1号議案

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成21年9月定例府議会に提出された次の議案について、異議がない旨を回答したことを承認する。

平成21年12月16日

大阪府教育委員会

(議決事件案)

- 1 動産買入れの件 (教育用パーソナルコンピュータ)
- 2 動産買入れの件 (校務用サーバ及び校務用パーソナルコンピュータ)
- 3 動産買入れの件 (プロジェクター及びスクリーン)
- 4 府費負担教職員の期末手当及び勤勉手当に係る不当利得返還請求についての訴えの提起の件
- 5 大阪府立高等学校の授業料支払請求についての訴えの提起の件
- 6 指定管理者の指定期間変更の件 (大阪府立門真スポーツセンター)
- 7 指定管理者の指定の件 (大阪府立門真スポーツセンター)

(条 例 案)

- 1 職員の給与に関する条例等一部改正の件
- 2 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件

[根拠規定]

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

十 教育予算、条例案その他議会の議決を経るべき事件の議案について、知事に意見を申し出ること。

第五条 第三条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

第七条 教育長、教育次長又は室長が専決した事項中必要と認められるものは、すみやかに委員会の会議において報告しなければならない。

2 第五条の規定により教育長が代決したときは、すみやかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	動産買入れの件（教育用パーソナルコンピュータ（ノート型））	府立高等学校及び府立特別支援学校に配置する教育用ノート型パーソナルコンピュータ (1) 買入れ金額 5億2,479万円 買入れ先 株式会社ライオン事務器 (2) 買入れ金額 5億4,180万円 買入れ先 株式会社NTT西日本-関西 (3) 買入れ金額 5億4,054万円 買入れ先 NECキャピタルソリューション株式会社
2	動産買入れの件（校務用サーバ及び校務用パーソナルコンピュータ（ノート型））	(1) 府立高等学校に配置する校務用サーバ及び校務用ノート型パーソナルコンピュータ 買入れ金額 3億2,602万5千円 買入れ先 株式会社富士通ビジネスシステム (2) 府立特別支援学校に配置する校務用サーバ及び校務用ノート型パーソナルコンピュータ 買入れ金額 1億9,162万5千円 買入れ先 協和テクノロジー株式会社
3	動産買入れの件（プロジェクター及びスクリーン）	府立高等学校に配置するプロジェクター及びスクリーン 買入れ金額 1億1,544万5千400円 買入れ先 株式会社イー・エスビデオ
4	府費負担教職員の期末手当及び勤勉手当に係る不当利得返還請求についての訴えの提起の件	過誤払いの期末手当及び勤勉手当の返還請求に応じない教職員に対して不当利得返還の訴えを提起するため、議決を求めるもの。
5	大阪府立高等学校の授業料支払請求についての訴えの提起の件	府立高等学校の授業料の支払請求に応じない債務者に対して訴えを提起するため、議決を求めるもの。
6	指定管理者の指定期間変更の件（大阪府立門真スポーツセンター）	大阪府立門真スポーツセンターの指定管理者の構成変更に伴う指定期間の変更について、議決を求めるもの。 （平成17年10月21日議決） 指定期間 平成18年4月1日から 平成27年3月31日まで → 平成18年4月1日から 平成22年3月31日まで
7	指定管理者の指定の件（大阪府立門真スポーツセンター）	大阪府立門真スポーツセンターの指定管理者の指定 指定期間 平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで 指定する団体 オージースポーツ・OGMPなみはやドーム共同事業体

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の給与に関する条例等一部改正の件	<p>平成 21 年度給与改定に係る本年 10 月 13 日の本府人事委員会の勧告などを踏まえ、期末勤勉手当の月数の削減等を行うための改正を行う。</p> <p>【改正内容（教育委員会関係）】</p> <p>①義務教育等教員特別手当の額の改正（第 24 条の 3 関係）</p> <p>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務するすべての教育職員に対して支給される義務教育等教員特別手当（教員の人材確保のために設けられた制度）の上限額について、国庫負担金の算定基準の改正（算定率が給料の 3.0%から 2.2%に引き下げられる。）に準じて、15,900 円から 11,700 円に改正する。</p>
2	職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件	<p>②職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の期末勤勉手当の年間支給月数を引き下げる。 <ul style="list-style-type: none"> 再任用以外：年間支給月数 4.50 月→4.15 月（▲0.35 月） 再任用職員：年間支給月数 2.35 月→2.20 月（▲0.15 月） ・平成 22 年度以降の期末勤勉手当の 6 月期と 12 月期の配分を改める。

職員の給与に関する条例等の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	施行予定期日
<p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 41 号）の公布・施行（平成 21 年 5 月 29 日）により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正され、指定職給料表適用職員に対して支給されていた期末特別手当が廃止されたことに伴い、同手当に関する規定を削除する等、所要の改正を行う。</p>	<p>公布の日から施行する。</p>
改正の要点	適用区分
<p>1 職員の給与に関する条例の一部改正【第 1 条】 職員に対して支給することができる手当から期末特別手当を削除するとともに、期末特別手当に関する規定を削除する。</p> <p>2 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例の一部改正【第 2 条】 (1) 条例名を「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。 (2) 期末特別手当に関する規定を削除するとともに、指定職給料表適用職員に対して期末手当及び勤勉手当を支給するよう改める。 (年間支給月数) 期末特別 3.35 月 ⇒ 期末 1.65 月・勤勉 1.7 月 (計 3.35 月)</p> <p>3 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例の一部改正【第 3 条】 (1) 条例名を「職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例」に改める。 (2) 期末特別手当に係る特例減額（▲10%）に関する規定を削除するとともに、指定職給料表適用職員に対する期末手当及び勤勉手当の特例減額に関する規定（それぞれ▲10%）を加える。</p> <p>4 知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部改正【第 5 条】 (1) 条例名を「知事等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例」に改める。 (2) 秘書に対する期末特別手当に係る特例減額（▲10%）に関する規定を削除するとともに、指定職給料表適用職員の例により給料が定められた秘書に対する期末手当及び勤勉手当の特例減額に関する規定（それぞれ▲10%）を加える。</p>	適用区分
	条例措置を必要とする理由
	<p>地方公務員法第 2 4 条第 6 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 2 条の規定により、職員及び府費負担教職員の給与その他の勤務条件は条例で定めることとされているため。</p>
	政策アセスメント
	人事委員会と調整済み
	制度間調整の内容
	人事委員会規則の改正
その他審査の参考となる資料	

職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とする。

第二十五条中「、期末特別手当」を削る。

第二十九条第二項、第三項、第五項及び第六項中「、期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

(職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例

第一条中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第二条第一項中「第二条の三」を「第四条」に改め、「(給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表(以下「指定職給料表」という。))の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。」を削り、同条第二項中「第三条第二項」を「第五条第二項」に、「特定幹部職員」を「特定管理職員」に、「あつては、」を「あつては」に、「額)」を「額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。))にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の九十を乗じて得た額)」に改め、同条第三項中「百分の六十五」の下に「と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」を加え、同条第五

項中「職員並びに」を「職員、」に改め、「定めるもの」の下に「並びに指定職給料表適用職員」を加える。

第五条を第六条とし、第四条を削る。

第三条第一項中「（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第二項各号を次のように改める。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五（特定管理職員にあつては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

第三条第四項中「第三条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条第六項中「第二条の二」を「第三条」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第二条の三を第四条とし、第二条の二を第三条とする。
（職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例の一部改正）

第三条 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例（平成十七年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例

第一条中「第四条」を「第三条」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「（昭和四十年大阪府条例第三十五号）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。） 百分の十

第二条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 指定職給料表適用職員 百分の十
第三条を削り、第四条を第三条とする。

（特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部改正）

第四条 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成十六年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「単身赴任手当」の下に「、期末手当、勤勉手当」を加え、同条第二項中「扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当を、同条の規定により指定職給料表の適用を受ける職員の例によりその給料の額が定められた秘書には期末特別手当」を「、扶養手当及び住居手当」に改め、同条第三項中「退職手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当」を「期末手当、勤勉手当、退職手当、扶養手当及び住居手当」に改める。

（知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部改正）

第五条 知事等の期末手当等の特例に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例

第四条を次のように改める。

(秘書の期末手当及び勤勉手当の特例)

第四条 特別職の秘書の職の指定等に関する条例(平成十六年大阪府条例第四号)第二条第二項に規定する秘書(以下「秘書」という。)の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間において、同条例第四条第三項の規定にかかわらず、同項に定める額から、次の各号に掲げる秘書の区分に応じ、それぞれその額の当該各号に定める割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員の例によりその給料の額が定められた秘書 百分の十
- 二 職員の給与に関する条例第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の例によりその給料の額が定められた秘書 百分の六
- 三 前二号に掲げる秘書以外の秘書 百分の四

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
第二十六条の四中「職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例」を「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第三条第四項」を「第五条第四項」

に改め、「及び第四条第五項」及び「期末勤勉手当条例第四条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と並びに」を削る。

附則第十三項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附則第十六項の見出しを「(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)」に改め、同項中「第五条」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年大阪府条例第 号)第二条」に、「第三条第四項」を「第五条第四項」に改める。

(職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例の一部改正)

4 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例」を「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

第二条中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例」を「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に、「第三条の」を「第五条の」に改め、同条第三項中「職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例」を「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例」を「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に、「第三条の」を「第五条の」に改

め、同条第三項中「職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例」を「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

7 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)」に改め、同条第一項中「職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例」を「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に、「期末手当等条例」を「期末勤勉手当条例」に、「第十二条」を「第二十三条」に改め、「(職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第三条第一項第六号に規定する指定職給料表(以下「指定職給料表」という。))の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次項において同じ。」を削り、同条第二項中「期末手当等条例第三条第一項」を「期末勤勉手当条例第五条第一項」に改め、同条第三項を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

9 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「期末手当及び期末特別手当」を「及び期末手当」に改める。

(知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正)

10 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第一項中「職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例」を「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）要綱

1 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

（1）期末特別手当の廃止

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第41号）の公布・施行（平成21年5月29日）により、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部が改正され、常勤の職員に対して支給することができる手当から「期末特別手当」が廃止されたことに伴い、職員に対して支給する手当から期末特別手当を削除する。（第10条関係）

（2）期末特別手当に関する規定の削除

- ① 期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び退職手当については別条例で定めることを定めていた規定から期末特別手当を削除する。（第25条関係）
- ② 休職者に対して支給する又は支給することができる手当から期末特別手当を削除する。（第29条関係）

2 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例の一部改正（第2条）

（1）条例名の改正

条例名を「職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例」に改める。

（2）期末特別手当に関する規定の削除

- ① 条例の趣旨を定めた規定から期末特別手当を削除する。（第1条関係）
- ② 指定職給料表適用職員（以下「指定職」という。）に対して支給する期末特別手当の支給要件、額等を定めた規定を削除する。（改正前の第4条関係）

（3）指定職に対する期末手当の支給等（第2条関係）

- ① 指定職に対して期末手当を支給するため、同手当の指定職に対する除外規定を削除する。
- ② 指定職に対して支給する期末手当の支給月数を定める。

（4）指定職に対する勤勉手当の支給等（改正前の第3条関係）

- ① 指定職に対して勤勉手当を支給するため、同手当の指定職に対する除外規定を削除する。
- ② 指定職に対して支給する勤勉手当の総額の支給月数を定める。

		6月期			12月期			合計		
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
定年前職員 (再任用以外)	現行	1.60	—	1.60	1.75	—	1.75	3.35	—	3.35
	改正後	0.75	0.85	1.60	0.90	0.85	1.75	1.65	1.70	3.35
再任用職員	現行	0.85	—	0.85	0.95	—	0.95	1.80	—	1.80
	改正後	0.40	0.45	0.85	0.50	0.45	0.95	0.90	0.90	1.80

・現行の「期末」は、期末特別手当、改正後の「期末」は期末手当である。

・勤勉手当の支給月数は、総額としての支給月数である。

3 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例の一部改正（第3条）

（1）条例名の改正

条例名を「職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例」に改める。

（2）指定職に対する期末手当及び勤勉手当の特例減額の制定

指定職に対して新たに期末手当及び勤勉手当を支給することに伴い、指定職に対するこれらの手当の特例減額を定める。（それぞれ▲10%）（第1条及び第2条関係）

（3）期末特別手当の特例減額の廃止

期末特別手当の特例減額の規定を削除する。（第3条関係）

4 特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部改正（第4条）

期末特別手当の廃止

指定職の例により給料が定められた秘書に対して支給する期末特別手当の規定を削除するとともに、期末手当及び勤勉手当を支給するように改める。（第4条関係）

5 知事等の期末手当等の特例に関する条例の一部改正（第5条）

（1）条例名の改正

条例名を「知事等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例」に改める。

（2）秘書に対する期末手当等の特例減額の改正

指定職の例により給料が定められた秘書に対する期末手当及び勤勉手当の特例減額の規定を定める（それぞれ▲10%）とともに、期末特別手当の特例減額の規定を削除する。（第4条関係）

6 施行日（附則第1項）

地方自治法がすでに改正されており、速やかに施行する必要があることから、公布の日から施行する。

○ 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）新旧対照表【第一条】

改正案	現行
<p>(手当)</p> <p>第十条 職員には、給料のほか、本章に定めるところにより、次の各号に掲げる手当を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 管理職手当 二 初任給調整手当 三 扶養手当 四 地域手当 五 住居手当 六 通勤手当 七 単身赴任手当 八 特殊勤務手当 九 へき地手当 十 定時制通信教育手当 十一 産業教育手当 十二 農林漁業普及指導手当 十三 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。） 十四 時間外勤務手当 十五 休日勤務手当 十六 夜間勤務手当 十七 宿日直手当 十八 管理職員特別勤務手当 十九 義務教育等教員特別手当 二十 期末手当 二十一 勤勉手当 二十二 退職手当 <p>(期末手当等)</p> <p>第二十五条 期末手当、勤勉手当及び退職手当については、別に条例で定める。</p>	<p>(手当)</p> <p>第十条 職員には、給料のほか、本章に定めるところにより、次の各号に掲げる手当を支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 管理職手当 二 初任給調整手当 三 扶養手当 四 地域手当 五 住居手当 六 通勤手当 七 単身赴任手当 八 特殊勤務手当 九 へき地手当 十 定時制通信教育手当 十一 産業教育手当 十二 農林漁業普及指導手当 十三 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。） 十四 時間外勤務手当 十五 休日勤務手当 十六 夜間勤務手当 十七 宿日直手当 十八 管理職員特別勤務手当 十九 義務教育等教員特別手当 二十 期末手当 二十一 勤勉手当 二十二 期末特別手当 二十三 退職手当 <p>(期末手当等)</p> <p>第二十五条 期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び退職手当については、別に条例で定める。</p>

(休職者の給与)

第二十九条 (略)

2 職員が結核性疾患にかかり法第二十八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、二年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給する。ただし、学校教育法第一条に規定する学校に勤務する職員（教育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける職員又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の適用を受ける職員を除く。）及び共同調理場に勤務する職員については、その休職の期間がその休職に引き続き当該疾患による休養期間を通過して三年に達するまでは、給与の全額を支給する。

3 職員が前二項以外の心身の故障により法第二十八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が一年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

4 (略)

5 職員が職員の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十一号）第二条各号に掲げる理由に該当して休職にされたとき（次項に掲げるときを除く。）は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

6 職員が職員の分限に関する条例第二条第二号に掲げる理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

7 (略)

(休職者の給与)

第二十九条 (略)

2 職員が結核性疾患にかかり法第二十八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、二年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給する。ただし、学校教育法第一条に規定する学校に勤務する職員（教育公務員特例法第十四条の規定の適用を受ける職員又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百十七号）の適用を受ける職員を除く。）及び共同調理場に勤務する職員については、その休職の期間がその休職に引き続き当該疾患による休養期間を通過して三年に達するまでは、給与の全額を支給する。

3 職員が前二項以外の心身の故障により法第二十八条第二項第一号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が一年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給する。

4 (略)

5 職員が職員の分限に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十一号）第二条各号に掲げる理由に該当して休職にされたとき（次項に掲げるときを除く。）は、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

6 職員が職員の分限に関する条例第二条第二号に掲げる理由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

7 (略)

○ 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）新旧対照表【第二条】

改正案	現行
<p>職員の期末手当及び勤勉手当に関する 条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条の規定に基づき、職員（職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の期末手当及び勤勉手当を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第四条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第四条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p>	<p>職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条の規定に基づき、職員（職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第二条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第二条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p>

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五條第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第三條第二項において「特定幹部職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十」とする。

3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の五十」とする。

4 (略)

4 (略) とする。

5 給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受け、その職務の級が三級以上である職員のうち人事委員会規則で定める職員、同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの並びに指定職給料表適用職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6・7 (略)

第三条・第四条 (略)

(勤勉手当)

第五条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に
 対し、任命権者（大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。）が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

5 給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受け、その職務の級が三級以上である職員のうち人事委員会規則で定める職員並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの
 については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6・7 (略)

第二条の二・第二条の三 (略)

(勤勉手当)

第三条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）に
 対し、任命権者（大阪市立学校及び堺市立学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。以下同じ。）が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

改正案

と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(削除)

現行

と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

2 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職給料表の適用を受けていたもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

3 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百七十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職給料表の適用を受けていたものうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
 - 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
 - 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
 - 四 三箇月未満 百分の三十
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の九十五」とする。

4 第二項の任命権者が人事委員会規則の定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において地方公務員法第二十九条第一項の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる第二項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。

5 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（人事委員会規則で定める職員以外の職員にあつては、その額に給料月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

6 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額を算出率で除して得た額」とする。

7 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

8 第二条の二及び第二条の三の規定は、第一項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第二条の二中「前条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（条例の施行）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（条例の施行）

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

○ 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例（平成十七年大阪府条例第六号）新旧対照表【第三条】

改正案	現行
<p>職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例</p> <p>（職員の期末手当の特例）</p> <p>第一条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条の規定にかかわらず、平成十七年六月一日から平成二十二年十二月一日までの間（以下「特例期間」という。）における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び第三条において「基準日」という。）に係る職員（第三条に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の期末手当の額は、それぞれの基準日に係る期末勤勉手当条例第二条に定める期末手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。） 百分の十</p> <p>二 職員の給与に関する条例 第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。） 百分の六</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の四</p> <p>（職員の勤勉手当の特例）</p> <p>第二条 期末勤勉手当条例第五条第二項の規定にかかわらず、特例期間における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。）に係る職員の勤勉手当の額は、それぞれの当該基準日に係る同条第二項に定める勤勉手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一 指定職給料表適用職員 百分の十</p> <p>二 管理職手当受給者 百分の六</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の四</p>	<p>職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例</p> <p>（職員の期末手当の特例）</p> <p>第一条 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条の規定にかかわらず、平成十七年六月一日から平成二十二年十二月一日までの間（以下「特例期間」という。）における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び第四条において「基準日」という。）に係る職員（第四条に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の期末手当の額は、それぞれの基準日に係る期末勤勉手当条例第二条に定める期末手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。） 百分の六</p> <p>二 前号 に掲げる職員以外の職員 百分の四</p> <p>（職員の勤勉手当の特例）</p> <p>第二条 期末勤勉手当条例第三条第二項の規定にかかわらず、特例期間における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。）に係る職員の勤勉手当の額は、それぞれの当該基準日に係る同条第二項に定める勤勉手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 管理職手当受給者 百分の六</p> <p>二 前号 に掲げる職員以外の職員 百分の四</p>

改正案	(削除)
(任期付研究員等の期末手当の特例) 第三条 (略)	(職員)の期末特別手当の特例) 第三条 期末勤勉手当条例第四条の規定にかかわらず、特例期間における基準日(同条第一項に規定する基準日をいう。)に係る職員の期末特別手当の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める期末特別手当の額から、その百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。 (任期付研究員等の期末手当の特例) 第四条 (略)
現行	現行

○ 特別職の秘書の職の指定等に関する条例(平成十六年大阪府条例第四号)新旧対照表【第四条】

改正案	(手当) 第四条 秘書には、給料のほか、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。 2 前項に定めるもののほか、前条の規定により行政職給料表の適用を受ける職員の例によりその給料の額が定められた秘書には、扶養手当及び住居手当 3 秘書の地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当、退職手当、扶養手当及び住居手当の額は、府の一般職の職員の例による。
現行	(手当) 第四条 秘書には、給料のほか、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び退職手当を支給する。 2 前項に定めるもののほか、前条の規定により行行政職給料表の適用を受ける職員の例によりその給料の額が定められた秘書には、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当を、同条の規定により指定職給料表の適用を受ける職員の例によりその給料の額が定められた秘書には期末特別手当を支給する。 3 秘書の地域手当、通勤手当、単身赴任手当、退職手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の額は、府の一般職の職員の例による。

○ 知事等の期末手当等の特例に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十二号）新旧対照表【第五条】

改正案	現行
<p>知事等の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例</p> <p>（秘書の期末手当及び勤勉手当の特例）</p> <p>第四条 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成十六年大阪府条例第四号）第二条第二項に規定する秘書（以下「秘書」という。）の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間において、同条例第四条第三項の規定にかかわらず、同項に定める額から、次の各号に掲げる秘書の区分に応じ、それぞれその額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>を減じた額とする。</p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員の例によりその給料の額が定められた秘書 百分の十</p> <p>二 職員の給与に関する条例第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の例によりその給料の額が定められた秘書 百分の六</p> <p>三 前二号に掲げる秘書以外の秘書 百分の四</p>	<p>知事等の期末手当等の特例に関する条例</p> <p>（秘書の期末手当等の特例）</p> <p>第四条 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成十六年大阪府条例第四号）第二条第二項に規定する秘書（以下「秘書」という。）の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の額は、特例期間において、同条例第四条第三項の規定にかかわらず、同項に定める額から、期末手当及び勤勉手当にあつてはそれぞれその百分の六（職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員の例によりその給料の額が定められた秘書以外の秘書にあつては、百分の四）、期末特別手当にあつてはその百分の十に相当する額を減じた額とする。</p>

○ 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）新旧対照表【附則第二項】

改正案	現行
<p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第二十六条の四 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る第十三条の二、第十三条の四、第十七条から第十九条まで、第二十九条及び附則第十八項の規定並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）、職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大阪府条例第一号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）の規定並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定の適用については、前条第一項の教職調整額は、給料とみなす。</p>	<p>（教職調整額を給料とみなして適用する条例等）</p> <p>第二十六条の四 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る第十三条の二、第十三条の四、第十七条から第十九条まで、第二十九条及び附則第十八項の規定並びに職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）、職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年大阪府条例第一号）及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）の規定並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定の適用については、前条第一項の教職調整額は、給料とみなす。</p>

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）新旧対照表【附則第三項】

改正案	現行
<p>附則</p> <p>12 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第八条第二項、第十九条の第二第二項、第二十六条の第三第一項及び第二十八条の第二第一項、期末勤勉手当条例第二条第五項（期末勤勉手当条例第五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに職員の特殊勤務手当に関する条例第十八条第二項の規定の適用については、給与条例第八条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九条の第二第二項、第二十六条の第三第一項及び第二十八条の第二第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、期末勤勉手当条例第二条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、</p> <p>職員の特殊勤務手当に関する条例第十八条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>13 附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給される職員に関する一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第六項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第五項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>	<p>附則</p> <p>12 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第八条第二項、第十九条の第二第二項、第二十六条の第三第一項及び第二十八条の第二第一項、期末勤勉手当条例第二条第五項（期末勤勉手当条例第三条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第四条第五項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例第十八条第二項の規定の適用については、給与条例第八条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九条の第二第二項、第二十六条の第三第一項及び第二十八条の第二第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、期末勤勉手当条例第二条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と、期末勤勉手当条例第四条第五項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」と並びに職員の特殊勤務手当に関する条例第十八条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>13 附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給される職員に関する一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第五項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条第四項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p>

〔期末手当及び勤勉手当に関する経過措置〕

16 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものを含む。）のうち、施行日の前日において第五条の規定による改正前の期末勤勉手当条例（以下「旧期末勤勉手当条例」という。）第二条第五項（旧期末勤勉手当条例第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けていた職員（施行日以降に新たに再任用職員となった者を除く。）に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年大阪府条例第 号）第二条の規定による改正後の期末勤勉手当条例（以下「新期末勤勉手当条例」という。）第二条第五項（新期末勤勉手当条例第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「三級以上である職員のうち人事委員会規則で定める職員」とあるのは、「二級以上である職員のうち人事委員会規則で定める職員」とする。

〔期末手当等に関する経過措置〕

16 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で、任用の事情等を考慮して施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものを含む。）のうち、施行日の前日において第五条の規定による改正前の期末勤勉手当条例（以下「旧期末勤勉手当条例」という。）第二条第五項（旧期末勤勉手当条例第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けていた職員（施行日以降に新たに再任用職員となった者を除く。）に対する**第五条**の規定による改正後の期末勤勉手当条例（以下「新期末勤勉手当条例」という。）第二条第五項（新期末勤勉手当条例第三条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「三級以上である職員のうち人事委員会規則で定める職員」とあるのは、「二級以上である職員のうち人事委員会規則で定める職員」とする。

○ 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例（平成十七年大阪府条例第六号）新旧対照表【附則第四項】

改正案	現行
<p>職員の期末手当及び勤勉手当の特例に関する条例</p> <p>（職員の期末手当の特例）</p> <p>第一条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条の規定にかかわらず、平成十七年六月一日から平成二十二年十二月一日までの間（以下「特例期間」という。）における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び第三条において「基準日」という。）に係る職員（第三条に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の期末手当の額は、それぞれの基準日に係る期末勤勉手当条例第二条に定める期末手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第三条第一項第六号に規定する指定職給料表適用職員（以下「指定職給料表適用職員」という。） 百分の十</p> <p>二 職員の給与に関する条例 第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。） 百分の六</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の四</p> <p>（職員の勤勉手当の特例）</p> <p>第二条 期末勤勉手当条例第五条第二項の規定にかかわらず、特例期間における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。）に係る職員の勤勉手当の額は、それぞれの当該基準日に係る同条第二項に定める勤勉手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一 指定職給料表適用職員 百分の十</p> <p>二 管理職手当受給者 百分の六</p> <p>三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の四</p>	<p>職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の特例に関する条例</p> <p>（職員の期末手当の特例）</p> <p>第一条 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条の規定にかかわらず、平成十七年六月一日から平成二十二年十二月一日までの間（以下「特例期間」という。）における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び第四条において「基準日」という。）に係る職員（第四条に規定する第一号任期付研究員、第二号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。以下この条において同じ。）の期末手当の額は、それぞれの基準日に係る期末勤勉手当条例第二条に定める期末手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）第十一条第一項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「管理職手当受給者」という。） 百分の六</p> <p>二 前号 に掲げる職員以外の職員 百分の四</p> <p>（職員の勤勉手当の特例）</p> <p>第二条 期末勤勉手当条例第三条第二項の規定にかかわらず、特例期間における基準日（同条第一項に規定する基準日をいう。）に係る職員の勤勉手当の額は、それぞれの当該基準日に係る同条第二項に定める勤勉手当の額から、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その額の当該各号に定める割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 管理職手当受給者 百分の六</p> <p>二 前号 に掲げる職員以外の職員 百分の四</p>

○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）新旧対照表【附則第五項】

改正案	現行
<p>（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第六条 給与条例第三条から第五条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十三条の五及び附則第十一項の規定並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第五条の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例適用については、同条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>	<p>（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第六条 給与条例第三条から第五条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十三条の五及び附則第十一項の規定並びに職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第三条の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）新旧対照表【附則第六項】

改正案	現行
<p>第八条 給与条例第三条から第五条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十三条の五、第八条から第十九条の二まで、第二十四条の三及び附則第十一項の規定並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十一年大阪府条例第四十五号）第五条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 （略）</p>	<p>第八条 給与条例第三条から第五条まで、第八条、第十一条から第十三条まで、第十三条の五、第八条から第十九条の二まで、第二十四条の三及び附則第十一項の規定並びに職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十一年大阪府条例第四十五号）第三条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 （略）</p>

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年大阪府条例第一号)
 新旧対照表【附則第七項】

改正案	現行
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第四条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員、単純労務職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員及び特定地方独立行政法人の職員(単純労務職員を除く。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第四条 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員、単純労務職員(地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員及び特定地方独立行政法人の職員(単純労務職員を除く。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の七十を超え百分の百以内を支給することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）新旧対照表【附則第八項】

改正案	現行
<p>（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給）</p> <p>第七条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 第五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条 第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十三条を除き、以下「職員」という。） のう ち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 期末勤勉手当条例第五条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（削除）</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第七条 職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末手当等条例」という。）第二条 第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第十二条を除き、以下「職員」という。）（職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第二十五号）第三条第一項第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）のう ち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当等条例第三条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。</p> <p>3 期末手当等条例第四条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている指定職給料表の適用を受ける職員のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。</p>

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十一号）新旧対照表【附則第九項】

改正案	現行
<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）が派遣先団体において従事する業務が、府の委託を受けて行う業務、府と共同して行う業務若しくは府の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により府の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下「府委託等業務」という。）である場合又は府委託等業務（これと同様の業務であつて府以外の地方公共団体に係るものを含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合においては、当該職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>	<p>（派遣職員の給与）</p> <p>第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業に勤務する一般職の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第六条及び第七条において同じ。）が派遣先団体において従事する業務が、府の委託を受けて行う業務、府と共同して行う業務若しくは府の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により府の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるもの（以下「府委託等業務」という。）である場合又は府委託等業務（これと同様の業務であつて府以外の地方公共団体に係るものを含む。）が派遣先団体の主たる業務である場合においては、当該職員には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。</p>

○ 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）新旧対照表【附則第十項】

改正案	現行
<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合には、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の二百十、十二月に支給する場合においては百分の二百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合には、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の二百十、十二月に支給する場合においては百分の二百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p>

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	施行予定期日
<p>平成 21 年度給与改定に係る本年 10 月 13 日の本府人事委員会の勧告などを踏まえ、期末勤勉手当の月数の削減等を行うための改正を行う。</p>	<p>平成 21 年 12 月 1 日施行する。ただし、1 (2)、2 (2)、3 (2)、4 及び 6 (2) については平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</p>
改正の要点	適用区分
<p>1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正【第 1 条及び第 2 条関係】</p> <p>(1) 期末勤勉手当の年間支給月数を引き下げる。 (再任用以外) 年間支給月数 4.50 月→4.15 月 (▲0.35 月) (再任用職員) 年間支給月数 2.35 月→2.20 月 (▲0.15 月)</p> <p>(2) 平成 22 年度以降の期末勤勉手当の 6 月期と 12 月期の配分を改める。</p> <p>2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第 3 条及び第 4 条関係】</p> <p>(1) 期末手当の年間支給月数を引下げる。(3.4 月→3.1 月 ▲0.3 月)</p> <p>(2) 平成 22 年度以降の期末手当の 6 月期と 12 月期の配分を改める。</p> <p>3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第 5 条及び第 6 条関係】</p> <p>(1) 期末手当の年間支給月数を引下げる。(3.4 月→3.1 月 ▲0.3 月)</p> <p>(2) 平成 22 年度以降の期末手当の 6 月期と 12 月期の配分を改める。</p> <p>4 職員の給与に関する条例の一部改正【第 7 条関係】</p> <p>義務教育等教員特別手当の限度額を引下げる。(15,900 円→11,700 円)</p> <p>5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正【第 8 条関係】</p> <p>医師の地域手当に関する経過措置を廃止し、H22. 4. 1 から本則どおり支給する。(14%→15%)</p> <p>6 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正【第 9 条及び第 10 条関係】</p> <p>(1) 期末手当の年間支給月数を引下げる (4.4 月→4.05 月 ▲0.35 月)</p> <p>(2) 平成 22 年度以降の期末手当の 6 月期と 12 月期の配分を改める。</p>	適用区分
	条例措置を必要とする理由
	<p>地方公務員法第 2 4 条第 6 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 2 条の規定により、職員及び府費負担教職員の給与その他の勤務条件は条例で定めることとされているため。</p>
	政策アセスメント
	財政課と調整済
	制度間調整の内容
	人事委員会規則の改正
その他審査の参考となる資料	

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等
の一部を改正する条例

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十一年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百四十を」を「百分の百二十五を」に、「百分の九十」を「百分の八十」に改め、同条第三項中「百分の百四十」を「百分の百四十、」に、「百分の七十五」を「百分の七十五、」に、「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百二十」を「百分の百二十、」に、「百分の六十五」を「百分の六十五、」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」に、「百分の九十」を「百分の八十を」に、「百分の五十」を「百分の四十五」に改める。

第五条第二項第一号イ中「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改める。

第二条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百四十、」を「百分の百二十五、」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の百二十、」を「百分の百三十」に、「百分の六十五」を「百分の八十を」を「百分の八十五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五、」を「百分の六十五」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百二十、」を「百分の百五、」に、「百分の六十五」を「百分の五十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の六十五」に、「百分の

四十」を「百分の三十五」に、「百分の八十を」を「百分の八十五」に、「百分の四十五を」を「百分の四十五」に改める。

第五条第二項第一号口中「百分の八十五」を「百分の八十」に改め、同項第二号イ中「六月に支給する場合においては」及び「十二月に支給する場合においては」百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を削り、同号ロ中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百四十、」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十、」を「百分の百四十五」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十」を「百分の百六十五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百分の百六十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百分の百四十、」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十、」を「百分の百四十五」に、「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の百

六十」を「百分の百六十五」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第七条 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の第三第二項中「一万五千九百円」を「一万千七百円」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第八条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「新給与条例」を「平成二十二年三月三十一日までの間における新給与条例」に改め、「、当分の間」を削る。

（知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正）

第九条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の二百三十」を「百分の二百十」に改める。

附則第六項の見出しを削る。

第十条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の二百十、」を「百分の百九十、」に、「百分の二百十を」を「百分の二百十五を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年十二月一日から施行する。

ただし、第二条、第四条、第六条、第七条及び第十条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（委任）

2 この条例（第九条及び第十条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例（案）要綱

1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正【第1条及び第2条】

(1) 平成21年12月期における期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正（第2条及び第5条関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成21年12月期における期末手当及び勤勉手当の支給月数を改める。

◎ 再任用職員以外の職員

（単位：月数）

	6月期（一部凍結のうえ支給済み） 〈〉内は凍結後の月数			12月期			年間支給月数 （6月分は凍結後の月数による）		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
一般職員	1.4 <1.3> (▲0.10)	0.75 <0.7> (▲0.05)	2.15 <2.0> (▲0.15)	1.6 →1.45 (▲0.15)	0.75→0.7 (▲0.05)	2.35→2.15 (▲0.20)	3.0 →2.75 (▲0.25)	1.5 →1.4 (▲0.10)	4.5 →4.15 (▲0.35)
特定管理職員	1.2 <1.1> (▲0.10)	0.95 <0.9> (▲0.05)	2.15 <2.0> (▲0.15)	1.4 →1.25 (▲0.15)	0.95→0.9 (▲0.05)	2.35→2.15 (▲0.20)	2.6 →2.35 (▲0.25)	1.9 →1.8 (▲0.10)	4.5 →4.15 (▲0.35)
指定職 (適用者なし)	0.75	0.85	1.6	0.9 →0.8 (▲0.10)	0.85	1.75→1.65 (▲0.10)	1.65→1.55 (▲0.10)	1.7	3.35→3.25 (▲0.10)

◎ 再任用職員

（単位：月数）

	6月期（一部凍結のうえ支給済み） 〈〉内は凍結後の月数			12月期			年間支給月数 （6月分は凍結後の月数による）		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
一般職員	0.75 <0.7> (▲0.05)	0.35 <0.3> (▲0.05)	1.10 <1.0> (▲0.10)	0.85→0.80 (▲0.05)	0.40	1.25→1.20 (▲0.05)	1.6 →1.50 (▲0.10)	0.75→0.70 (▲0.05)	2.35→2.20 (▲0.15)
特定管理職員	0.65 <0.6> (▲0.05)	0.45 <0.4> (▲0.05)	1.10 <1.0> (▲0.10)	0.75→0.70 (▲0.05)	0.50	1.25→1.20 (▲0.05)	1.4 →1.30 (▲0.10)	0.95→0.90 (▲0.05)	2.35→2.20 (▲0.15)
指定職 (適用者なし)	0.40	0.45	0.85	0.5 →0.45 (▲0.05)	0.45	0.95→0.90 (▲0.05)	0.90→0.85 (▲0.05)	0.9	1.8 →1.75 (▲0.05)

(2) 平成22年6月期以降における期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正（第2条及び第5条関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成22年6月期以降における期末手当及び勤勉手当の支給月数を改める。

◎ 再任用職員以外の職員

(単位：月数)

	6月期 (改正前の月数は本則による月数)			12月期			改正後の年間支給月数		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
一般職員	1.4 → 1.25 (▲0.15)	0.75 → 0.7 (▲0.05)	2.15 → 1.95 (▲0.20)	1.45 → 1.5 (+0.05)	0.7	2.15 → 2.2 (+0.05)	2.75	1.4	4.15
特定管理職員	1.2 → 1.05 (▲0.15)	0.95 → 0.9 (▲0.05)	2.15 → 1.95 (▲0.20)	1.25 → 1.3 (+0.05)	0.9	2.15 → 2.2 (+0.05)	2.35	1.8	4.15
指定職 (適用者なし)	0.75 → 0.65 (▲0.1)	0.85 → 0.8 (▲0.05)	1.6 → 1.45 (▲0.15)	0.8 → 0.85 (+0.05)	0.85 → 0.8 (▲0.05)	1.65	1.5	1.6	3.1

◎ 再任用職員

(単位：月数)

	6月期 (改正前の月数は本則による月数)			12月期			改正後の年間支給月数		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
一般職員	0.75 → 0.65 (▲0.1)	0.35	1.1 → 1.0 (▲0.1)	0.80 → 0.85 (+0.05)	0.40 → 0.35 (▲0.05)	1.20	1.50	0.70	2.20
特定管理職員	0.65 → 0.55 (▲0.1)	0.45	1.1 → 1.0 (▲0.1)	0.70 → 0.75 (+0.05)	0.50 → 0.45 (▲0.05)	1.20	1.30	0.90	2.20
指定職 (適用者なし)	0.40 → 0.35 (▲0.05)	0.45 → 0.4 (▲0.05)	0.85 → 0.75 (▲0.1)	0.45	0.45	0.90	0.80	0.85	1.65

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第3条及び第4条】

(1) 期末手当の支給月数の改正（第6条第3項関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成21年12月期における期末手当の支給月数を改める。

	6月期（一部凍結のうえ支給済み） 〈〉内は凍結後の月数	12月期	年間支給月数 (6月分は凍結後の月数による)
任期付研究員	1.6 < 1.5 > (▲0.1)	1.8 → 1.6 (▲0.2)	3.4 → 3.1 (▲0.3)

(2) 期末手当の支給月数の改正（第6条第3項関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成22年6月期以降における期末手当の支給月数を改める。

	6月期 (改正前の月数は本則による月数)	12月期	改正後の年間支給月数
任期付研究員	1.6 → 1.45 (▲0.15)	1.6 → 1.65 (+0.05)	3.1

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第5条及び第6条】

(1) 期末手当の支給月数の改正（第8条第3項関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成21年12月期における期末手当の支給月数を改める。

	6月期（一部凍結のうえ支給済み） 〈〉内は凍結後の月数	12月期	年間支給月数 (6月分は凍結後の月数による)
特定任期付職員	1.6 < 1.5 > (▲0.1)	1.8 → 1.6 (▲0.2)	3.4 → 3.1 (▲0.3)

(2) 期末手当の支給月数の改正（第8条第3項関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成22年6月期以降における期末手当の支給月数を改める。

	6月期 (改正前の月数は本則による月数)	12月期	改正後の年間支給月数
特定任期付職員	1.6 → 1.45 (▲0.15)	1.6 → 1.65 (+0.05)	3.1

4 職員の給与に関する条例の一部改正【第7条】

義務教育等教員特別手当の額の改正（第24条の3関係）

義務教育諸学校（小学校、中学校又は特別支援学校小学部・中学部）に勤務するすべての教育職員に対して支給される義務教育等教員特別手当（教員の人材確保のために設けられた制度）の上限額について、国庫負担金の算定基準の改正（算定率が給料の3.0%から2.2%に引き下げられる。）に準じて、15,900円から11,700円に改正する。

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正【第8条】

医療職給料表(一)の適用を受ける職員の地域手当に関する経過措置の廃止（附則第14項関係）

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する地域手当の支給割合については、給与構造改革の際に、給与条例の本則を10%から15%に引き上げたが、経過措置として平成18年度以降、毎年度1%ずつ段階的に引上げてきたところである（平成18年度は11%、平成19年度は12%、平成20年度は13%、平成21年度は14%）。

給与構造改革が完成する平成22年度から本則どおり国に準じて15%とするため、当該経過措置を平成22年3月31日までとする。

6 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正【第9条及び第10条】

(1) 期末手当の支給月数の改正（第5条関係）

職員の取扱いに準じ、平成21年12月期における期末手当の支給月数を改める。

	6月期（一部凍結のうえ支給済み） <>内は凍結後の月数	12月期	年間支給月数 (6月分は凍結後の月数による)
知事、副知事	2.1 < 1.95 > (▲0.15)	2.3 → 2.1 (▲0.2)	4.4 → 4.05 (▲0.35)

(2) 期末手当の支給月数の改正（第8条第3項関係）

職員の取扱いに準じ、平成22年6月期以降における期末手当の支給月数を改める。

	6月期 (改正前の月数は本則による月数)	12月期	改正後の年間支給月数
知事、副知事	2.1 → 1.9 (▲0.2)	2.1 → 2.15 (+0.05)	4.05

7 施行期日【附則第1項】

(1) (2)を除く改正 平成21年12月1日

(平成21年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するにあたり、これらの手当の基準日である同日までに施行する必要があるため)

(2) 1(2)、2(2)、3(2)、4及び6(2)の改正 平成22年4月1日

(平成22年度以降の義務教育等教員特別手当の限度額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合に関する改正のため。)

○ 改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項読替対照表（任期付研究員条例第六条第三項関係）

※ 任期付研究員に対する期末手当

読替後（任期付研究員）	読替前（一般職員）
<p>（期末手当） 第二条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百八十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第二条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 改正後（平成二十一年十二月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替
対照表（任期付研究員条例第六条第三項関係）
※ 任期付研究員に対する期末手当

読替後（任期付研究員）	読替前（一般職員）
<p>（期末手当） 第二条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を 乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第二条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百四十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を 乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 改正後（平成二十二年四月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替対照表（任期付研究員条例第六条第三項関係）

※ 任期付研究員に対する期末手当

読替後（任期付研究員）	読替前（一般職員）
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

- 改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項読替対照表（同条第三項関係）
- ※ 再任用職員に対する期末手当

読替後（再任用職員）	読替前（定年前職員）
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の七十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては百分の五十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 改正後（平成二十一年十二月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替対照表（同条第三項関係）

※ 再任用職員に対する期末手当

読替後（再任用職員）

（期末手当）

第二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十 を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の七十 を乗じて得た額、給与条例第三条第一号第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては百分の四十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

読替前（定年前職員）

（期末手当）

第二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百四十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一号第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

○ 改正後（平成二十二年四月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替対照表（同条第三項関係）

※ 再任用職員に対する期末手当

読替後（再任用職員）	読替前（定年前職員）
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の五十五、十二月に支給する場合においては百分の七十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一号第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の三十五、十二月に支給する場合においては百分の四十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、給与条例第三条第一号第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

(期末手当)
第二条 (略)

(期末手当)
第二条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百四十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一号第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額、給与条例第三条第一号第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の八十を」とあるのは「百分の四十五を」とする。

3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の五十」とする。

4 (略)

4 (略)

(勤勉手当)
第五条 (略)(勤勉手当)
第五条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十（特定管理職員にあつては、百分の九十）を乗じて得た額の総額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五（特定管理職員にあつては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

3 6 (略)

3 6 (略)

○ 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）新旧対照表【第二条】
※平成二十二年四月一日施行

改正案

現行 【平成二十一年十二月一日時点】

（期末手当）
第二条（略）

（期末手当）
第二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十 を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五十、十二月に支給する場合においては百分の百三十 を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百四十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を 乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十二
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十八
- 四 三箇月未満 百分の三十

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十二
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十八
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十五」とする。

3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と、「百分の八十」とあるのは「百分の四十五」とする。

4
(略)

4
(略)

(勤勉手当)

第五条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十（特定管理職員にあつては、百分の九十）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十 を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に
百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）

を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては百分の四十五を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

(勤勉手当)

第五条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十（特定管理職員にあつては、百分の九十）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の三十五（特定管理職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に

百分の四十五を乗じて得た額の総額

3～6 (略)

○ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）新旧対照表【第三条】
 ※平成二十一年十二月一日施行

改正案	現行
<p>（給与条例等の適用除外等） 第六条（略） 2（略） 3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の百六十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>	<p>（給与条例等の適用除外等） 第六条（略） 2（略） 3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十五」とあるのは「百分の百八十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>

○ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）新旧対照表【第四条】
 ※平成二十二年四月一日施行

改正案	現行【平成二十一年十二月一日時点】
<p>（給与条例等の適用除外等） 第六条（略） 2（略） 3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十五」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>	<p>（給与条例等の適用除外等） 第六条（略） 2（略） 3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の百六十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>

○ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）新旧対照表【第五条】
 ※平成二十一年十二月一日施行

改正案	現行
<p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤 勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規 定の適用については、同条第二項中「百分の百四 十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百 四十五」とあるのは「百分の百六十」と、同条第 五項中「同項第二号から第五号までに規定する給 料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及 び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平 成十四年大阪府条例第八十六号）第四条第一項に 規定する給料表」とする。</p> <p>4（略）</p>	<p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤 勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規 定の適用については、同条第二項中「百分の百四 十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百 六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第 五項中「同項第二号から第五号までに規定する給 料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及 び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平 成十四年大阪府条例第八十六号）第四条第一項に 規定する給料表」とする。</p> <p>4（略）</p>

○ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）新旧対照表【第六条】
 ※平成二十二年四月一日施行

改正案	現行【平成二十一年十二月一日時点】
<p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤 勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規 定の適用については、同条第二項中「百分の百二 十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の 百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、同条 第五項中「同項第二号から第五号までに規定する 給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで 及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 （平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条第一 項に規定する給料表」とする。</p> <p>4（略）</p>	<p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤 勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規 定の適用については、同条第二項中「百分の百四 十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の 百四十五」とあるのは「百分の百六十」と、同 条第五項中「同項第二号から第五号までに規定す る給料表」とあるのは「同項第二号から第五号ま で及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 （平成十四年大阪府条例第八十六号）第四条第一 項に規定する給料表」とする。</p> <p>4（略）</p>

○ 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）新旧対照表【第七条】※平成二十二年四月一日施行

改正案	現行
<p>（義務教育等教員特別手当） 第二十四条の三 義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員に対して支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は一、万七千七百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の幼稚部若しくは高等部に勤務する教育職員については、第一項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 第一項及び前項において「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>（義務教育等教員特別手当） 第二十四条の三 義務教育等教員特別手当は、義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員に対して支給する。</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は一、万五千九百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3 学校教育法に規定する高等学校又は特別支援学校の幼稚部若しくは高等部に勤務する教育職員については、第一項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>4 第一項及び前項において「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年大阪府条例第九号）新旧対照表【第八条】
※平成二十一年十二月一日施行

改正案	現行
<p>附則 1～13（略）</p> <p>（地域手当に関する経過措置） 14 平成二十二年三月三十一日までの間における新給与条例第十三条の三の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の十四」とする。</p> <p>15～67（略）</p>	<p>附則 1～13（略）</p> <p>（地域手当に関する経過措置） 14 新給与条例第十三条の三の規定の適用については、当分の間、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の十四」とする。</p> <p>15～67（略）</p>

○ 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）新旧対照表【第九条】※平成二十一年十二月一日施行

改正案	現行
<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合には、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の二百十、十二月に支給する場合においては百分の二百十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする</p>	<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合には、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の二百十、十二月に支給する場合においては百分の二百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする</p>
<p>附則 155（略）</p>	<p>附則 155（略） （平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置）</p>
<p>6 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二百十」とあるのは、「百分の百九十五」とする。</p>	<p>6 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第五条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二百十」とあるのは、「百分の百九十五」とする。</p>

○ 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号）新旧対照表【第十条】※平成二十二年四月一日施行

改正案	現行【平成二十一年十二月一日時点】
<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合には、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十、十二月に支給する場合においては百分の二百十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする</p>	<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日（以下「基準日」という。）現在（基準日前一箇月以内に退職した場合には、退職した日現在）において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の二百十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする</p>

○ 改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項読替対照表（任期付職員条例第八条第三項関係）

※ 特定任期付職員に対する期末手当

読替後（特定任期付職員）

読替前（一般職員）

（期末手当）

第二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百八十を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

（期末手当）

第二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百四十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の九十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

○ 改正後（平成二十一年十二月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替
対照表（任期付職員条例第八条第三項関係）
※ 特定任期付職員に対する期末手当

読替後（特定任期付職員）	読替前（一般職員）
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の百六十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を 乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百四十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を 乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 改正後（平成二十二年四月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替対照表（任期付職員条例第八条第三項関係）

※ 特定任期付職員に対する期末手当

読替後（特定任期付職員）	読替前（一般職員）
<p>（期末手当） 第二条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第二条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>